

## 社会福祉法人金山町社会福祉協議会の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人金山町社会福祉協議会の役員(理事、監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 会長には、報酬を支給する。

2. 報酬は、年額とし、110,000円を支給する。

### (費用弁償)

第3条 役員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2. 役員等が招集に応じ理事会、監事会、評議員会又は評議員選任・解任委員会に出席したときは、費用弁償を支給する。

3. 前2項の規定により支給する費用弁償の額は、別表「費用弁償額表」のとおりとする。ただし、鉄道及び船賃については職員等の旅費に関する条例(昭和40年金山町条令第25条、以下「町職員の旅費条令」という。)の適用を受ける一般職の課長相当職の職員の例による。

4. 前項に定めるもののほか、役員等に支給する費用弁償については、町職員の旅費条例の規定を準用する。ただし、県内の会議及び旅行等は、日当定額の2分の1に相当する額を支給する。

### (その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、社会福祉法人金山町社会福祉協議会定款変更の認可日(平成29年1月24日)から施行する。

別表 1

## 費用弁償額表

旅 費		
日 当 (一日につき)	宿泊料 (一夜につき)	
	甲地方	乙地方
円 2,400	11,900	10,800

別表 2

費用弁償	
通勤キロ程による加算	
1.	金山町町営バス条例（平成6年金山町条例第18号。次項において「町営バス条例」という。）第5条の規定による別表第1項アに定める額とする。
2.	町営バス条例に定めのないものについては、前項に準じて会長が別に定める額。